

要望・問合せ等連絡先一覧

～気づいたときにご連絡ください～

日ごろ、気づいたときの連絡先として担当する事務所等の連絡先をご案内します。
ご連絡の際にご活用ください。

令和2年9月現在

緑土木事務所

電話:045-981-2100 FAX:045-981-2112

Eメール:do-midoriiken@city.yokohama.jp



- 道路の補修・草刈り ●街路樹の剪定 ●案内標識・路面表示 ●カーブミラー
- ガードレール ●街路灯(水銀灯) ●側溝の清掃 ●マンホール・下水道の管理
- 岩川・梅田川の管理 ●白鴨トンネル ●長津田地下道 ●鴨池大橋・鴨居駅エレベーター
- 公園 ただし、長坂谷、北八朔、新治里山、玄海田公園は、
環境創造局北部公園緑地事務所へ(電話:045-353-1166)
県立四季の森公園は、
四季の森公園管理事務所へ(電話:045-931-7910)

横浜市の都市計画道路

●都市計画が決定しているかどうか

横浜市建築局都市計画課

電話:045-671-3510

●着工の時期について

横浜市道路局企画課

電話:045-671-2777

●着工済みの道路について

横浜市道路局建設課

電話:045-671-3526



国土交通省 関東地方整備局 保土ヶ谷出張所

電話:045-951-2230

●国道246号線の維持管理

神奈川県 横浜・川崎治水事務所

●恩田川・鶴見川の管理(緑区内)

※ただし、鴨居付近の「鶴見川プロムナード」(鴨池橋からローヤルシティ鴨居六番館あたりまで)は緑土木事務所の管理です。

横浜市建築局 情報相談課

●建築・宅地に関する一般相談・案内

電話:045-671-2953 FAX:045-550-4102

●建築計画概要書などの閲覧・証明書発行

電話:045-671-4503 FAX:045-681-2436

※来庁される場合は横浜市役所2階よこはま建築情報センターへお越しください。



緑区内の放置自転車

※盗難車両の可能性もあります。防犯登録シールが貼ってある場合は警察へ連絡してください。

放置場所	連絡先	電話番号
自転車等放置禁止区域に放置されている場合	緑区役所地域振興課	930-2232
自転車等放置禁止区域以外の公道に放置されている場合	緑土木事務所	981-2100
私有地内に放置されている場合	土地の管理者にご連絡ください。	

防犯灯

横浜市では、LED防犯灯設置事業を年度ごとに実施しています。申請の際は、各自治会を通じてお出しいただいております。設置についてのご要望は各自治会へご相談ください。

横浜市が設置した防犯灯については、故障時の修繕などの管理は横浜市が行います。管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)が記載されているものが横浜市管理の防犯灯になりますので、該当する防犯灯が設置されている住所と管理番号をご確認の上、下記の連絡先までご連絡下さい。

緑区地域振興課 045-930-2238
市民局地域防犯支援課 045-671-3709

横浜市資源循環局緑事務所

電話:045-983-7611 FAX:045-982-7973

- ごみの収集・集積場所
- ごみと資源の分け方・出し方
- 公道等に放置された動物の死体の処理



粗大ごみ受付センター

電話:(一般加入電話などから)0570-200-530

(IP電話、PHSから)045-330-3953

FAX(聴覚・言語に障害がある方専用):045-550-3599

横浜市コールセンター

電話:045-664-2525 FAX:045-664-2828

メール:callcenter@city.yokohama.jp

- 市役所や区役所の手続・施設・イベント等のお問合せ
- 市営バス・地下鉄の運賃、路線、目的地までのご利用方法や経路等のご案内



JR東日本 ご意見承りセンター 電話:050-2016-1651

- 横浜線など、JRに関すること



緑警察署 電話:045-932-0110

- 信号機
- 横断歩道
- 交通規制・標識
- 交通取締り
- 犯罪

「横浜市に提案・要望したいときには、どうしたらいいの？」

要望は日ごろから気づいたときに担当部署へご連絡いただくと、直接お話しを伺ったり、状況を確認させていただいたりすることができますが、横浜市や緑区役所に要望として提出したいという場合には、こちらをご参照ください。



■「市民からの提案」

緑区にお住まいの方からお寄せいただいた個々のご提案やご要望は、緑区役所から担当する部署にお届けし、市政への反映を図っていきます。
いただいたご提案・ご要望には、原則として受付日の翌日から起算して10開庁日以内に、担当課から回答します。

～「市民からの提案」のご利用方法～

お寄せいただいたご提案・ご意見のうち文書又はEメールで回答したものについて、ご希望の場合は、要望の要旨とその回答を、個人情報に配慮のうえ横浜市ホームページへ掲載します。

ご提案・ご意見は以下の方法でお寄せください。

- 1 「市民からの提案」専用封筒と便せんをご利用ください。
区役所や地区センターなどの市の施設等にあるPRボックスにあります。
- 2 私製の封書・はがき・FAXでお送りください。
「市民からの提案」と明記のうえ、住所・氏名・電話番号を記入し、
緑区役所区政推進課広報相談係へお送りください。
差し支えなければ、性別・年齢・職業もご記入ください。
- 3 横浜市ホームページからの専用の投稿フォームやEメールでお送りください。
専用の投稿フォームは横浜市ホームページからご利用ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/kochosodan/kocho/teian/>

■緑区役所意見箱

緑区役所1階エレベーター付近に専用の用紙と意見箱を置いてあります。
区役所来庁時にご意見をお寄せください。
ご意見・ご要望の要旨と担当課からの回答は、意見箱を設置している
掲示板に掲示します。



受付窓口

緑区区政推進課広報相談係 緑区役所1階

〒226-0013 緑区寺山町118番地

電話:045-930-2219 FAX:045-930-2225

その他～

■市長陳情・区長陳情

団体から書面で市長(区長)あてに寄せられるご意見やご要望を、「市長陳情」「区長陳情」としてお受けしています。団体名と代表者名は、必ずお書きください。

お寄せいただいたご意見やご要望は、担当する部署にお届けし、市としての回答を書面でお送りしています。

～市長陳情・区長陳情のご利用方法～

ご意見やご要望が特定の場所に関する場合はその場所がある区の区役所区政推進課に、横浜市全域に関する場合は、市民局広聴相談課(市庁舎9階、〒231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10)に、直接お持ちいただくか、

郵送してください。

なお、市長陳情・区長陳情には定められた様式はありませんが、次の点にご注意ください。

- 1 あて先が「横浜市長」「〇〇区長」と明記されていること。
- 2 団体名とその代表者名、所在地(住所)等の連絡先が明記されていること。
- 3 ご意見やご要望の内容が、具体的に明記されていること。

※市長陳情・区長陳情は、行政文書として開示請求の対象となります。

団体名、代表者の氏名は、原則、開示。その他、個人情報と判断されるものは、開示されません。

横浜市の広聴事業についての詳細は横浜市ホームページをご覧ください。

どの事業も、特定の個人や団体を誹謗中傷するもの、公序良俗に反するもの、営利目的のもの、趣旨が不明確なものについてはお受けできません。

【参考URL】

■請願・市会陳情

市政などについての意見や要望があるときは、誰でも請願書や陳情書を市会に提出することができます。

請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要とします。

陳情書の場合は、市会議員の紹介は必要ありません。

詳しくは横浜市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/seigan/>

問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

議会局市会事務部議事課議事係

電話: 045(671)3045

FAX: 045(681)7388

Eメール: gi-giji@city.yokohama.jp



※記載されている情報は 横浜市緑区にお住まいの方向けに、令和2年9月現在の内容で作成しています。